

令和5年度「かながわ国際政策推進懇話会」について

1 「かながわ国際施策推進指針」の改定について

- ・ 「かながわ国際施策推進指針（以下「指針」という。）」については、出入国管理及び難民認定法の改正（平成31（2019）年4月施行）等による本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等にかかわる状況の変化に対応するため、現行指針の策定から4年後の令和2（2020）年度に改定を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による多文化共生やグローバル戦略などへの影響を見極める必要が生じたことから改定を延期していました。
- ・ 現在、ウィズコロナの取組を社会全体で進めており、来日する外国人の増加や海外との交流が活発になることが見込まれ、その変化に対応する必要が生じていることから、令和5（2023）年度に指針の改定作業を進めることとし、本懇話会での議論も踏まえて令和6（2024）年3月末を目途に改定を行います。

2 「外国籍県民かながわ会議」との連携について

- ・ 神奈川県では、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討し、知事への提言を行う会議として、「外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍会議」という。）」を設置しています。
- ・ 令和2（2020）年度の会議より、「かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会（令和元（2019）年度実施）」での議論を踏まえて、両会議が連携を行っていますので、御協力くださるようお願いいたします。

(1) 両会議の連携内容

- ・ 「かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）」の委員（有識者）が、「外国籍会議」が県に提言すべき内容を選定、集約する際に助言するなど、「外国籍会議」のサポート役になる。
- ・ 「外国籍会議」の議論の内容について、「懇話会」が国際政策推進の議論に活かせるよう両会議が密接に連携する。

(2) 外国籍会議の概要

協議事項等	<p>外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行う。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民に係る施策に関すること。 ・ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。 ・ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。
人数	15人以内
任期	<p>2年</p> <p>※現在の第12期の任期は、令和5（2023）年1月から令和6（2024）年12月まで</p>

(3) 「懇話会」委員への依頼事項

ア 「懇話会」委員の紹介リストを「外国籍会議」に提供

- ・ 各委員の専門分野等を記載した紹介リストを「外国籍会議」に提供し、「外国籍会議」が助言を求める際の資料にさせていただきます。
- ・ 紹介リストに記載する内容については、改めて事務局から各委員に照会させていただきますので、御協力をお願いします。

イ 「外国籍会議」のサポート

- ・ 「外国籍会議」から依頼があった際に、「外国籍会議」への出席や助言（メール等を含む）をしていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

3 令和5年度の懇話会スケジュールについて

(1) 地域日本語教育の推進について

- ・ 本県において、令和元年度から進めている「地域日本語教育の総合的な体制づくり」の取組を継続するため、今年度も文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用しています。
- ・ 本補助事業において、必須要件とされている有識者等からの意見を聴取する「総合調整会議」を本懇話会に位置付けて開催させていただく予定です。
- ・ 「総合調整会議」において、日本語教育の有識者等の意見を反映できるよう、「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）（以下「専門委員会」という。）」も開催させていただく予定です。

(2) 懇話会・専門委員会スケジュール

【令和5年度スケジュール（予定）】

日程	内容
令和5（2023）年 5月18日（木）	第1回 懇話会
7月	第1回 専門委員会 第2回 懇話会
10月	第2回 専門委員会
令和6（2024）年 1月	第3回 専門委員会 第3回 懇話会（総合調整会議）

※ その他、「外国籍会議」との連携については、随時対応。